

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和3年7月20日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和3年10月15日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
酒田特別支援学校	前年度の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないものがある。	山形県給与関係例規集により各手当の支給要件及び支給開始月を再確認し、制度への理解を深めるとともに、事務職員全員で制度内容を共有し、各手当の支給誤りを防止する。 また、手当に係る届出の提出状況を一覧表で管理するとともに、提出状況を事務職員全員で共有し、書類の提出遅延及び手当の支給漏れを防止する。
農業総合研究センター水田農業研究所	収入の調定が適切でないものがある。	指摘された事務については、適正な事務処理に改善するとともに、人事異動時の事務引継ぎにおいて当該事務処理を重点項目に位置付け、その内容について所長決裁を受けることにより、組織全体で再発防止を図っていくこととした。 また、所管課である農業技術環境課においても、その状況について確認を行う。
農林大学校	入札事務が適切でないものがある。	入札参加資格確認のためのチェックリストを整備し、確認を徹底することに加え、所管課である農政企画課においても、前年度に引き続き公所を訪問して点検指導を行う。
	物品の管理が適切でないものがある。	生産品に関する物品管理者への引継ぎ、取得・処分の手続を見直し、その都度、受払簿による管理と処分決議を行うよう徹底することとした。 また、所管課である農政企画課においても、公所を訪問して管理状況について点検指導を行う。
農業総合研究センター園芸農業研究所	物品の管理が適切でないものがある。	指定物品の一覧表を作成して各部署へ配付し認識を深めるほか、新たに処分申請書の様式を作成し活用することで、処分手続をルール化して再発防止を図ることとした。 また、所管課である農業技術環境課においても、その状況について確認を行う。